

議事要旨(5)会社法対応専門委員会における検討状況について

石川研究員より、審議事項(5) - 1「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」及び審議事項(5) - 2「取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理（一括法）」等に基づき、主として取得条項付の転換社債型新株予約権付社債（以下「C B」）の発行者側の会計処理（一括法）に関し適用指針において取り扱うべき範囲、及び当該C Bの取得価額の算定方法についての事務局案の説明が行われた。

説明の概要は、以下のとおりである。

- 本検討の経緯は、金融商品に関する会計基準が改正されたことに伴い、すでに公表されている新株予約権及び新株予約権付社債に関する実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第16号」）への技術的な修正が必要となったこと、取得条項付のC Bの会計処理についての質問が多く寄せられていること等への対応を目的としている。また、対応方法として、実務対応報告第16号の改正も考えられるが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」が公表されていることにあわせ、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理についての適用指針を開発することを考えている。
- 本日の検討は、取得条項付のC Bについて、その発行者側、かつ一括法を採用している場合の会計処理に限定して行うが、適用指針には取得者側の会計処理及び区分法を採用している場合の会計処理も含めることを考えている。
- 本日の検討の前提として、（ ）取得の対価を(1)現金、(2)自社の株式とした場合、(3)現金及び自社の株式の両者の場合に分け、また、（ ）取得時の状態として イン・ザ・マネー（以下「ITM」）の場合と アウト・オブ・ザ・マネー（以下「OTM」）に分け、さらに（ ）は各々（ア）取得と同時に償却する場合と（イ）取得後保有する場合に分けている。そして、本日の検討事項は、上記の区分によるどのケースを本適用指針の対象とするか、また、各場合でのC Bの取得価額を何によるか（C Bの時価か簿価か、額面か）についてである。
- 本適用指針において取り扱うべき範囲としては、(1)取得の対価が現金の場合は、取得時の状態がITM・OTMのとき、(2)取得の対価が自社の株式の場合は、取得時の状態がITMのときのみを考えている。取得の対価が現金及び自社の株式の両者の場合を範囲外としているのは、両者の組合せ方法は多様であり、一律に指針を設けることが適当ではないと考えられるからである。また、取得の対価が自社の株式の場合で、取得時の状態がOTMのときを範囲外としているのは、C Bの商品性と経済的実質が異なるケースと考えられるからである。
- 本適用指針において取り扱うべき範囲を上記のとおりとした場合のC Bの取得価額の算定方法については、取得時の時価に基づき算定することを原則として、一定の場合に取得時の帳簿価額に基づく算定を認める方向で考えている。その一定の場合とは、取得の対価が自社の株式で、取得時の状態がITMの場合であり、

さらに、C B が取得と同時に消却されることが明らかなケースのみを想定している。このケースは、C B の保有者が、当該C B に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であることから、その会計処理と整合させることとしている。

なお、取得の対価が現金の場合で、取得時の状態がO T Mのときの取得価額については、C B の商品性より社債金額に基づく金額を想定している。

説明に対する質疑は特になかった。

以 上